

令和5年(行ウ)第7号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事 村岡嗣政

### 訴えの変更申立書の訂正申立書

2023(令和5)年10月24日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、2023(令和5)年9月28日付の訴えの変更申立書の「第1 請求の趣旨の変更」の記載を下記のとおり訂正する。

#### 記

- 1 被告は、村岡嗣政に対し、300円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ
- 2 被告は、村岡嗣政及び田中康史に対し、連帯して360円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ
- 3 被告は、村岡嗣政及び武林弘子に対し、連帯して330円及びこれに対する2022年4月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ
- 4 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

以上